

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

ルールを守って明るい選挙を実施しましょう！

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝



地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入



お祭りへの寄附・差入



町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入



みんなで徹底しよう
三ない運動



落成式・開店祝等の花輪



病氣見舞



お歳暮・お年賀



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・供花



秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典



総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」 (公財) 明るい選挙推進協会

総務省 寄附の禁止

検索

明るい選挙推進協会 三ない運動

検索

北海道議会議員の定数と選挙区に見直しがありました

この改正は、平成27年4月に予定されている北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙から適用されます。

なお、上ノ国町の選挙区である檜山地域選挙区の定数変更はありません。

1. 総定数 104人→101人 (3人の削減)

2. 選挙区の名称変更

旧 「〇〇(総合) 振興局所管区域選挙区」

新 「〇〇地域選挙区」

3. 選挙区の区域変更

旧 留萌市選挙区

新 留萌地域選挙区 (留萌地域と合わせる)

旧 紋別市選挙区

新 オホーツク西地域選挙区

(オホーツク西地域と合わせる)

4. 定数が増える選挙区

岩見沢市 (定数1→2)

千歳市 (定数1→2)

5. 定数が減る選挙区

函館市 (定数6→5)

後志地域 (定数3→2)

胆振地域 (定数2→1)

釧路地域 (定数2→1)

お問い合わせ 上ノ国町選挙管理委員会

町税の徴収・滞納整理の強化

税金は、みなさんが安心して社会生活を送るための行政サービスを行う大切な財源です。

また税金を納めることは、憲法でも定めてあるとおり国民の義務であり自主的に納めてもらうべきものです。

しかし再三の催告にもかかわらず、滞納者が存在する現状は公平性の観点からこのまま放置するわけにはいきません。町では、自主財源である税収の確保と公平性のため更なる徴収強化に取り組みます。

徴収・滞納整理 よくあるQ&A

Q 1. 毎月分割で納付しているので差押はされませんよね？

→ 分割納付中であっても、早期に完納の見込みが無い場合、納付額に釣り合わない財産が発見された場合等、分割を続けることが適当ではないと認められる場合は差押が執行されます。

Q 2. 借金やローンがあるので税金を納付できません

→ 法律によって税金はすべての債務 (借金含む) に優先されると定めております。個人債務より税金が優先されます。借金やローンは滞納の理由にはなりませんし、考慮されませんので借金やローンの返済の前に税金を納付してください。

Q 3. 納税通知書が届いていないのに督促状が来て督促手数料を取られるのは納得できない、納税通知書や督促状が届いていないのに滞納処分を受けたのは納得できない

→ 他の郵便物に紛れていないかなど、もう一度ご確認ください。
法律により、一般の郵便で税金に関する書類を送付し、返戻がなかった場合、行政機関に送付記録があれば通常到達すべきであった時にその書類が届いたとみなされます。それに対し本当に届いていないと主張するためには納税者側で郵便事故等によって届いていないということを証明する必要があります。

税金は納期限までに納めるのが原則です。納税は国民の義務ですので、自分がいつ、何の税金を納付しなければならないかを自覚していなければなりません。実際に〇〇税の通知が来る時期だと思うがまだ届いていないと連絡をしてくる納税者の方もいます。

お問い合わせ 財政課税務グループ